**学校内共通理解・保護者等説明資料（例）**

|  |
| --- |
| **学校における医療用医薬品の取扱いについて**（　学校名　）　学校内での医療用医薬品の預りは、保護者等からの依頼に基づいて行っています。　医療用医薬品を取り違えないようにしたり、学校内で医療用医薬品を使用又は使用の介助を適切に行ったりするため、以下の内容についてご理解とご協力をお願いします。**１．学校における医療用医薬品の取扱い**（１）本校が預かることができる薬は、医師等が処方した医療用医薬品に限ります。症状に応じて使用の判断が必要な医療用医薬品は預かることはできません。（２）本校では教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用することは行っておりません。ただし、保護者等から提出のあった書面に従って、緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合に、アドレナリン注射液（エピペンⓇ）、てんかん発作を起こした場合にジアゼパム（ダイアップⓇ）などの坐薬及びミダゾラム口腔用液（ブコラムⓇ）、重症の低血糖を起こした場合にグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミーⓇ）を使用する場合はあります。（３）医療用医薬品の使用の介助については、医師、歯科医師又は看護職員が、患者の状態が以下の３条件を満たしていることを確認し、教職員による医療用医薬品の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、教職員が行います。**〈医療用医薬品の使用の介助の３条件〉**　　①　患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること　　②　副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと　　③　内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと**２．必要な提出書類**　・医療用医薬品預り書（依頼書）　・医療用医薬品の説明書の写し　・医師の指示書（必要に応じて）**３．注意事項**（１）服薬時間について、主治医に相談の上、学校生活時間以外に変更できるものは変更にご協力をお願いします。（２）医療用医薬品は１回分の量に分け、それぞれに児童生徒の氏名、服薬日時を記入してください。（３）医療用医薬品に関する各書類の有効期限は年度末までとします。新年度には新しいものをご提出ください。（４）医療用医薬品の内容（種類・量）に変更があった場合は、医療用医薬品預り書（依頼書）を再度提出してください。**４．その他**　　医療用医薬品の取扱いについてのご相談があれば学級担任又は養護教諭にお尋ねください。 |